

建設リサイクル法の届出のご案内

習志野市は建築基準法に基づく特定行政庁であるため、一定規模以上の対象工事（※1）『全て』において、届出先は習志野市となります。

※1 一定規模以上の対象工事とは・・・

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	延床面積80㎡以上
建築物の新築又は増築工事	延床面積500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額1億円以上（税込）
建築物以外の解体工事又は新築工事（土木工事等）	請負金額500万円以上（税込）

1 届出書等の届出

対象建設工事の発注者（自主施工者含む）は、工事に着手する日の7日前までに、届出書等を届出窓口まで届け出なければなりません。

《例》4月1日に対象建設工事を着手する場合⇒届出書の提出は3月25日まで

月	火	水	木	金	土・日
3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	3月27日	3月28,29日
9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4・3日前
		提出期限	←		
3月30日	3月31日	4月1日			
2日前	1日前	当日	4月2日	4月3日	4月4日
←		着手日	※提出期限(7日前)を過ぎたものは受付できません。		

2 届出窓口

習志野市 都市環境部 建築指導課 （市役所 4階 TEL 047-453-9231）

3 標識の掲示

解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識（解体工事業者登録票もしくは建設業の許可票）を掲示しなければなりません。また、標識には届出窓口で交付される「建設リサイクル法届出済シール」を貼付してください。

4 分別解体等、再資源化等の実施

一定規模以上の工事を実施する場合は、一定の技術基準に従い、分別解体等及び再資源化等を実施しなければなりません。

5 解体工事業の登録

解体工事業を営もうとする者は、請負う工事の規模に関係なく知事へ登録しなければなりません。（土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る建設業許可取得済の場合を除きます。）

6 罰則

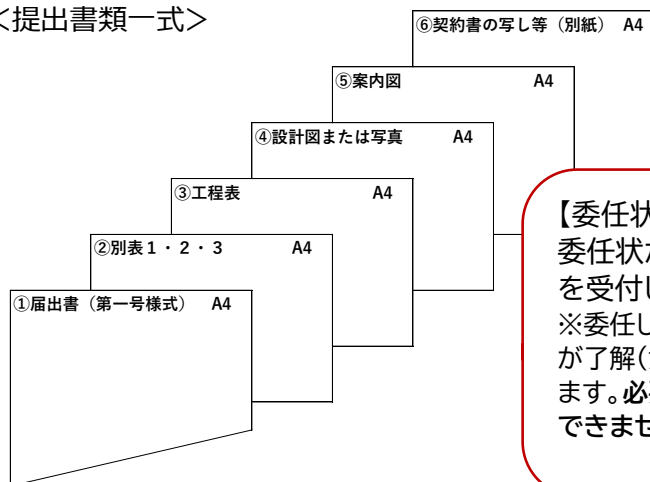
最大で懲役 1 年又は 5 0 万円の罰金が発注者、受注者、解体工事業者等へ科せられます。

7 提出書類

提出に必要な書類は、次のとおりです。正本 1 部、副本 1 部をご用意ください。

受付印を押印後、副本 1 部を返却いたします。

＜提出書類一式＞



【委任状について】

委任状が添付されていない場合でも、届出を受付しております。

※委任している内容について、届出者（発注者）が了解（意思確認）していることを前提としています。必要事項が空欄の場合は受付することができませんのでご注意ください。

①届出書（様式第 1 号）

②別表（分別解体等の計画等）

別表は工事の種類により該当するのを添付してください。

- ・建築物に係る解体工事（別表 1）
- ・建築物に係る新築・増築、修繕工事等（別表 2）
- ・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（別表 3）

③工程表

様式第 1 号の着手予定日と相違がないようにしてください。

複数工事と併用の工程表の場合は届出工事部分がわかるように記載してください。

④設計図又は写真

工事の種類により、下記のとおりです。

- 1) 建築物の解体工事の場合は、全体的な外観写真
- 2) 新築工事又は増築工事の場合は、配置図、平面図及び立面図等
- 3) 建築物の修繕及び模様替え工事の場合は、その修繕及び模様替え部分を示せる配置図、平面図、立面図又はその修繕及び模様替え部分の写真
- 4) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事の場合は、設計図又は写真

⑤案内図

当該建設工事を含む地域の地図等に工事場所を明示したもの。

⑥契約書の写し等(当該工事に発生木材が含まれる場合)

・建設発生木材の処理方法（処理施設の名称及びその所在地等）が記載されている書類
例：建設リサイクル法第 13 条 1 項及び省令第 4 条で定められた契約書の写し、別紙等

・当該工事に建設発生木材が含まれない場合、提出は不要です。

※平成 18 年 2 月から、千葉県内においては建設発生木材の処理方法を明記した契約書等の写しを添付していただくこととしております。

※建設リサイクル法に関する問合せ

習志野市 都市環境部 建築指導課 TEL 047-453-9231

※特定建設作業に該当する工事は、習志野市環境保全条例により許可を得る必要があります。

申請場所・問合せ 習志野市 都市環境部 環境政策課 TEL 047-451-1400

※受注者は、石綿（アスベスト）使用の有無について事前に調査し、結果を掲示する必要があります。 問合せ 千葉県 葛南地域振興事務所 TEL 047-424-8092